

# 情報提供

那医発第357号  
令和6年11月28日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 友利 博朗

副会長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「オンライン資格確認の導入義務化対象外の医療機関および導入の経過措置が適用されている医療機関における本年12月2日以降の資格確認方法について（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那霸市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579）

\*\*\*\*\*記\*\*\*\*\*

沖医発第1221号

令和6年11月26日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 比嘉 靖

（情報システム担当）



オンライン資格確認の導入義務化対象外の医療機関および  
導入の経過措置が適用されている医療機関における  
本年12月2日以降の資格確認方法について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記の通知がありましたので、ご連絡致します。

本年12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行が終了することで、マイナ保険証を持参した患者様の来院が増えていくことが予想されます。

本件は、オンライン資格確認の導入義務化対象外の医療機関および導入経過措置が適用されている医療機関における本年12月2日以降の資格確認の方法を改めて通知するものとなっております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

- オンライン資格確認の導入義務化対象外の医療機関および導入の経過措置が適用されている医療機関における本年12月2日以降の資格確認方法について（周知依頼）  
(令和6年11月15日 (日医発第1410号 (情シ) (保険)))

沖縄県医師会事務局業務2課：平良亮

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 1410 号（情シ）（保険）  
令和 6 年 11 月 15 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 長島 公之  
(公印省略)

オンライン資格確認の導入義務化対象外の医療機関および  
導入の経過措置が適用されている医療機関における  
本年 12 月 2 日以降の資格確認方法について（周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
本年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証の新規発行が終了することで、マイナ  
保険証を持参した患者の来院が増えていくことが予想されます。

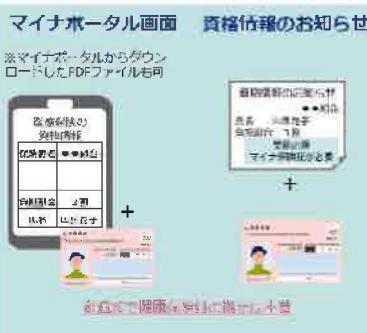
オンライン資格確認の導入義務化対象外の医療機関および導入経過措置が適用  
されている医療機関における本年 12 月 2 日以降の資格確認の方法につきまして、  
ご不安の声を多くいただいていることから、厚生労働省にも確認し、その方法を  
改めて整理いたしました。

参考資料より抜粋

## 1.はじめに | 保険資格確認の方法について

- 令和6年（2024年）12月2日以降、現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用すること）を基本とする仕組みに移行します。
- 12月2日以降における医療機関等の窓口での取扱いとしては、以下のとおりです。
  - オンライン資格確認を未導入の場合は、マイナ保険証のみでは資格情報の確認ができないため、利用者には「マイナポータルの画面（医療保険の資格情報）」又は「資格情報のお知らせ」をあわせて提示いただく必要があります。
  - 一方、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡単な資格確認の仕組み）を導入済の場合は、マイナ保険証のみで資格情報を確認できるという点も踏まえ、ぜひ導入をご検討ください。

### オンライン資格確認 未導入の場合



### オンライン資格確認（資格確認限定型）導入済の場合



義務化対象外医療機関及び、導入経過措置適用医療機関における、12月2日以降の資格確認の方法につきましては、以下のとおりになります。

- 「現行の健康保険証」による資格確認  
(最大で2025年12月1日まで有効だが、それまでの間に、有効期限切れ、転職、退職等により保険者が切り替わる場合には失効)
- 「マイナンバーカード」+「資格情報のお知らせ」による資格確認  
(「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証を持っているすべての被保険者に送付される)
- 「資格確認書」による資格確認  
(マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録をしていない方に2024年12月2日以降に送付される予定)
- 「マイナンバーカード」+「マイナポータルの画面（医療保険の資格情報）」をスマホ等で提示することによる資格確認
- 「オンライン資格確認（資格確認限定型）」を利用したマイナ保険証による資格確認

そのため、義務化対象外医療機関及び、導入経過措置適用医療機関におかれましては、普段から来院されている患者さんには、現行の保険証に加えて、「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」、もしくは、「資格確認書」等で資格確認が可能である旨を伝え、ご持参を呼びかけていただければと思います。

また、「オンライン資格確認（資格確認限定型）」につきましては、専用アプリケーションをインストールしたモバイル端末等（スマホやタブレット）を使って、患者さんから提示を受けたマイナ保険証で資格情報のみを確認できる仕組みになります。導入については、導入費用4.1万円のうち3/4(3.1万円)を上限に補助する財政支援が実施されており、内容について、支払基金からの郵送物にて周知が行われる予定となっております。

適切にご活用いただき、ご準備を進めていただければと思います。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## ■義務化対象外医療機関向け

- ・【参考サイト】医療機関等向け総合ポータルサイト 義務化対象外（紙レセプト請求等）の保険医療機関・薬局向けオンライン資格確認（資格確認限定型）概要

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010117](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010117)

- ・【別添資料1】【オンライン資格確認の義務化対象外（紙レセプト請求等）の保険医療機関・薬局の方々へ】オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の利用が可能となっています（令和6年11月時点更新）
- ・【別添資料2】義務化対象外医療機関向けリーフレット「モバイル端末等で簡単に資格確認できる「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入を是非ご検討ください。（財政支援実施中）」

#### ■経過措置対象医療機関向け

- ・【参考サイト】医療機関等向け総合ポータルサイト　オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置対象の保険医療機関・薬局向けオンライン資格確認（資格確認限定型）の概要  
[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011703](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011703)
- ・【別添資料3】オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入が始まります（令和6年11月時点更新）
- ・【別添資料4】経過措置適用施設向けリーフレット「オンライン資格確認経過措置対象の保険医療機関・薬局においてモバイル端末等で簡単に資格確認できる「オンライン資格確認（資格確認限定型）」を任意で導入いただけるようになりました（財政支援実施中）」

以上

令和6年11月時点

## 【オンライン資格確認の義務化対象外（紙レセプト請求等）の 保険医療機関・薬局の方々へ】

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）  
が利用可能となっています

厚生労働省保険局

## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



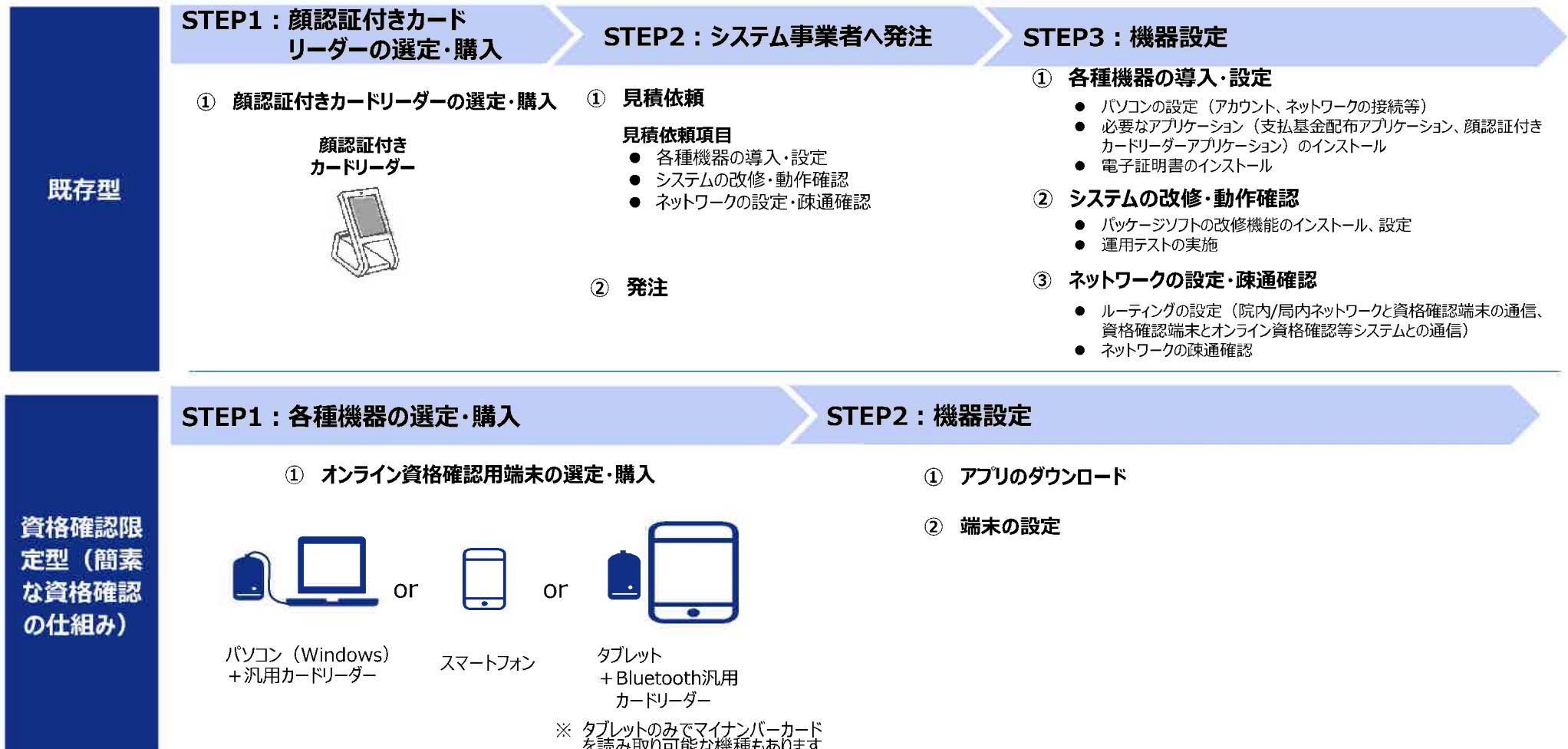
## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



# 1. はじめに

令和6年4月からオンライン資格確認の義務化対象外（紙レセプト請求等）の機関において、オンライン資格確認（資格確認限定型）の運用が任意で開始されています。オンライン資格確認（既存型）と比べて簡素な資格確認の仕組みとなっているため、導入の準備が簡便となり、よりコストをかけずにオンライン資格確認を実施できます。

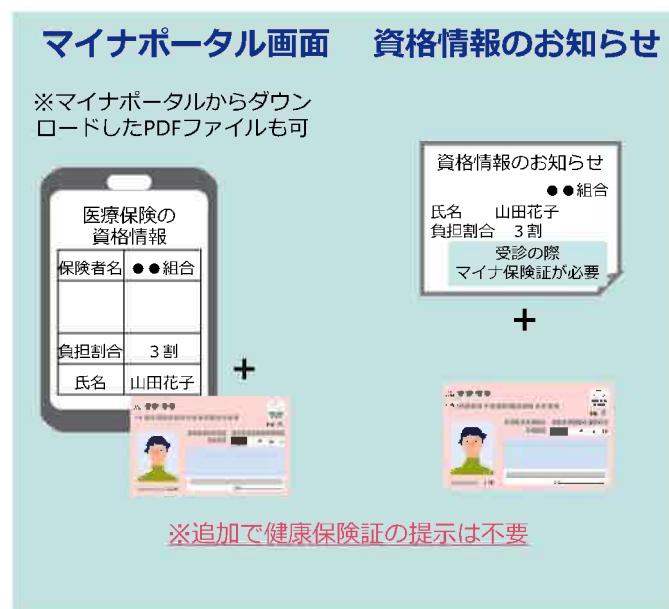


※ タブレットのみでマイナンバーカード  
を読み取り可能な機種もあります

# 1. はじめに | 保険資格確認の方法について

- 令和6年（2024年）12月2日以降、現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用すること）を基本とする仕組みに移行します。
- 12月2日以降における医療機関等の窓口での取扱いとしては、以下のとおりです。
  - オンライン資格確認を未導入の場合は、マイナ保険証のみでは資格情報の確認ができないため、利用者には「マイナポータルの画面（医療保険の資格情報）」又は「資格情報のお知らせ」をあわせて提示いただく必要があります。
  - 一方、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡単な資格確認の仕組み）を導入済の場合は、マイナ保険証のみで資格情報を確認できるという点も踏まえ、ぜひ導入をご検討ください。

## オンライン資格確認 未導入の場合



## オンライン資格確認（資格確認限定型）導入済の場合



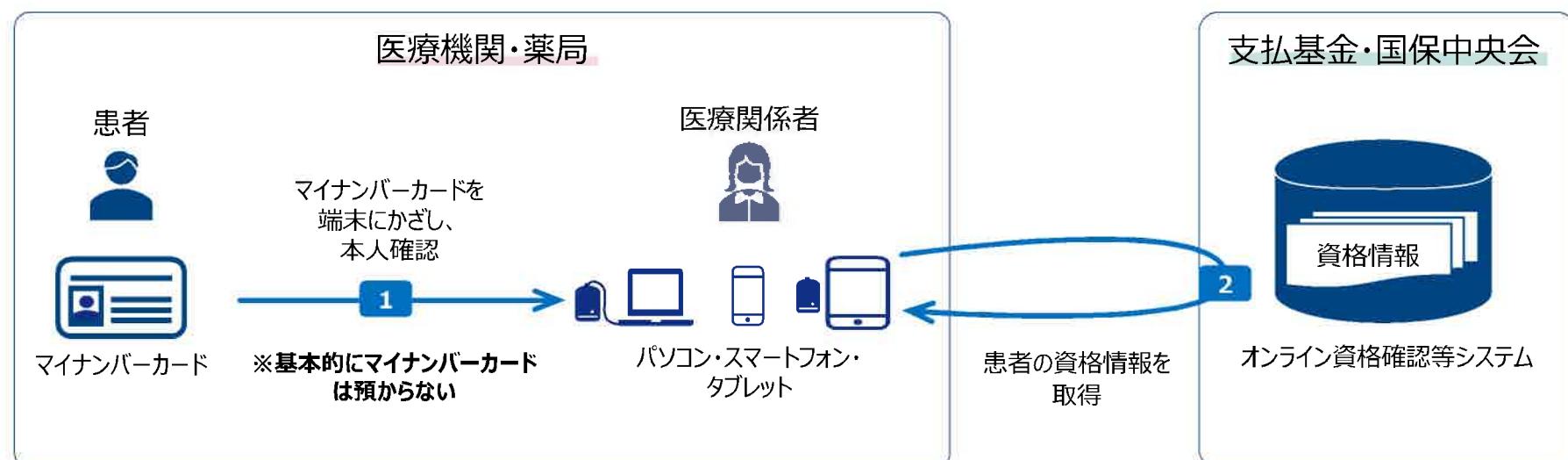
## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



## 2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

令和6年（2024年）12月2日より現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、マイナンバーカードを用いて患者の資格情報のみを取得できる仕組みが始まりました（患者の診療情報等は確認できません）。実施機関が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前に利用申請したパソコンやスマートフォン、タブレットに登録（インストール）していただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、**マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能**となります。



## (参考) 既存型と資格確認限定型の違い

既存型/資格確認限定型によって、患者の本人確認に用いる機器、認証方法、確認できる内容が異なります。

### 既存型

#### 医療機関・薬局の 顔認証付きカードリーダー

機器



認証  
方法

- ✓ 顔認証
- ✓ 4桁の暗証番号
- ✓ 目視確認（※）

※ 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認

確認  
できる内容

- ✓ 保険資格
- ✓ 診療/薬剤情報、特定健診等情報（※）

※ 患者が情報提供に同意したときのみ確認可能

### 資格確認限定型（簡素な資格確認の仕組み）

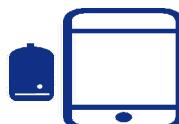
#### 医療機関・薬局の パソコンやスマートフォン・タブレットにインストールした 「マイナ資格確認アプリ」



パソコン（Windows）  
+汎用カードリーダー



スマートフォン



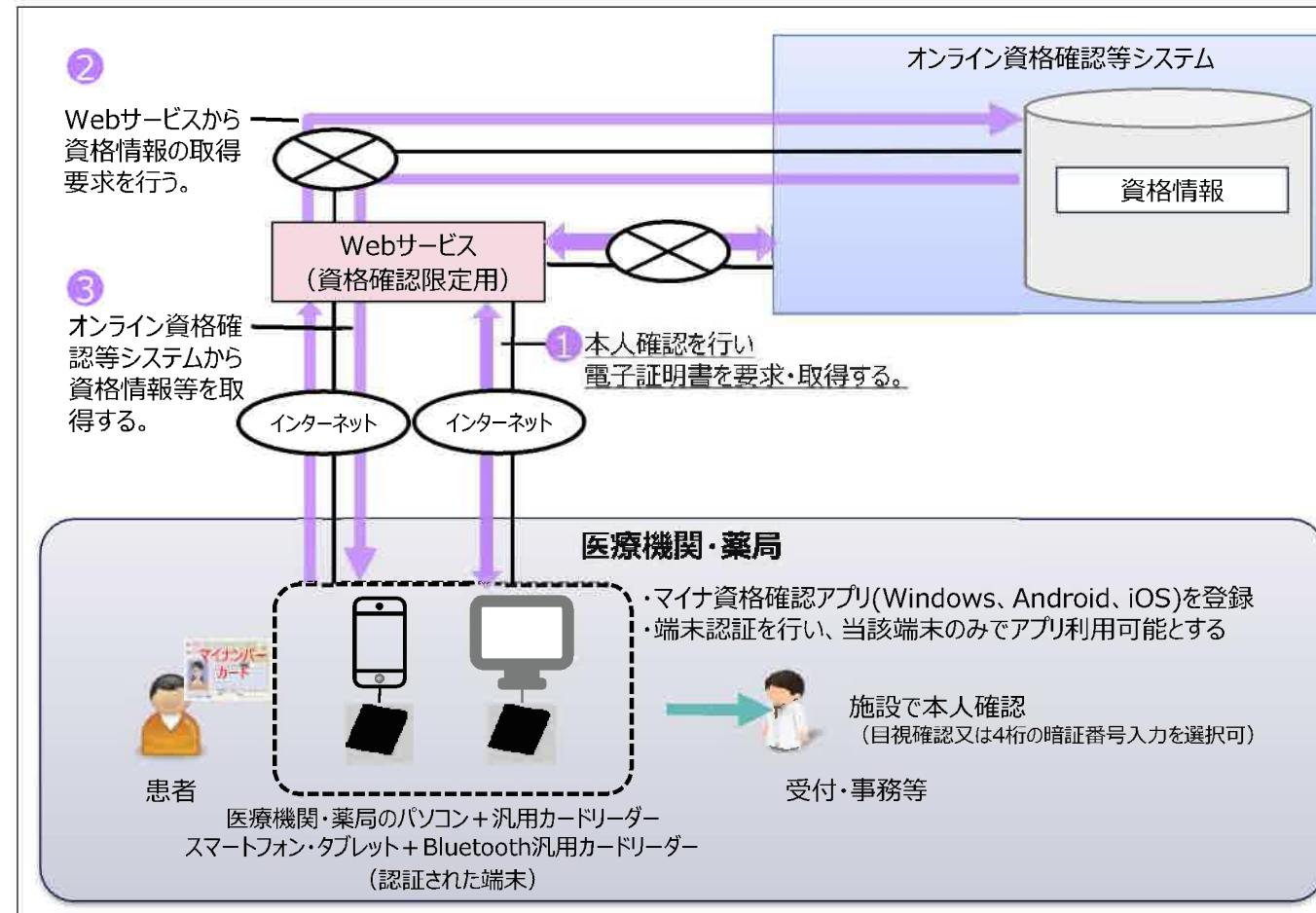
タブレット  
+Bluetooth汎用  
カードリーダー

- ✓ 4桁の暗証番号
- ✓ 目視確認（※）

※ 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認

- ✓ 保険資格

## 2.オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要



- オンライン資格確認導入の義務化対象外施設（＊）等において、資格確認限定型の仕組みを利用可能とする（任意）。

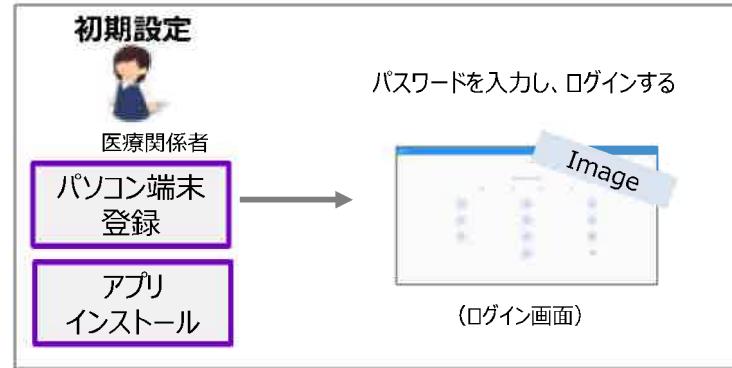
\* 紙レセプトでの請求が認められているもの（電子請求の義務化時点で65歳以上（令和5年11月時点で77歳以上程度の医師等）・手書き請求）

# オンライン資格確認（資格確認限定型）における パソコンの画面操作イメージ

- 事前にポータルサイトを通じて、パソコン端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うパソコンに「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- 医療関係者による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコンに接続した汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取る。
- パソコン画面上に資格情報が表示される。

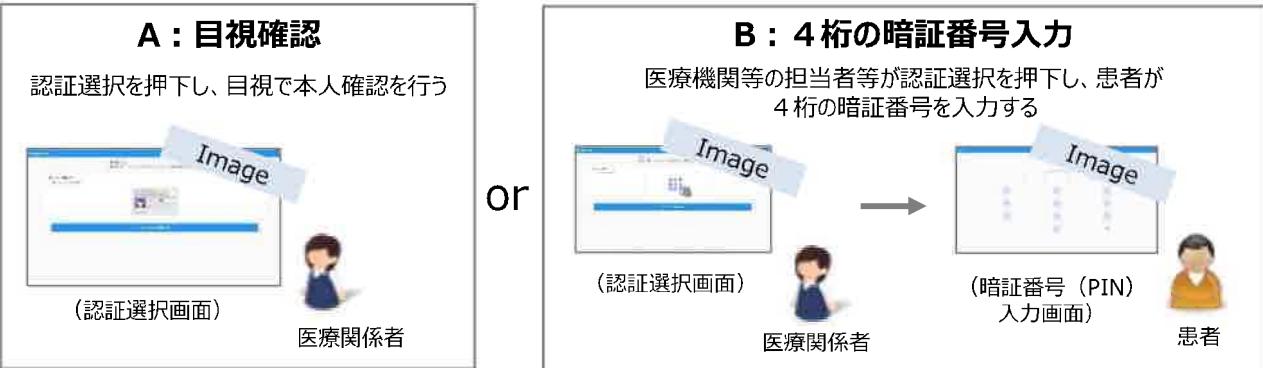
## 初期設定

- ① 事前の準備として、医療機関等においてパソコン端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



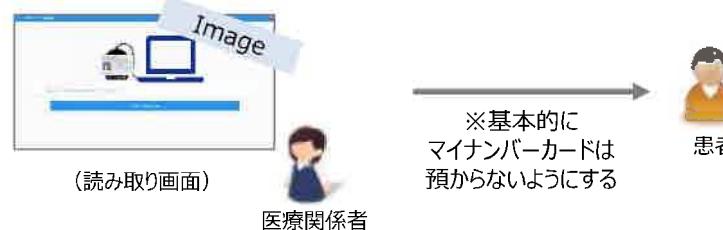
## 本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 医療関係者が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコンに接続した汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取る。



## マイナンバーカードの読み取り

- ③ 医療関係者がパソコンに接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



## 資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

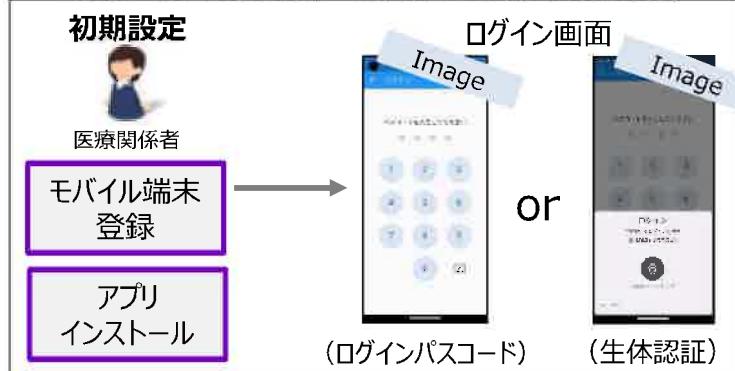
※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

# オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末（スマートフォン・タブレット）の画面操作イメージ

- 事前にポータルサイトを通じて、モバイル端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うモバイル端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- 医療関係者による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、モバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取る。
- モバイル端末上に資格情報が表示される。

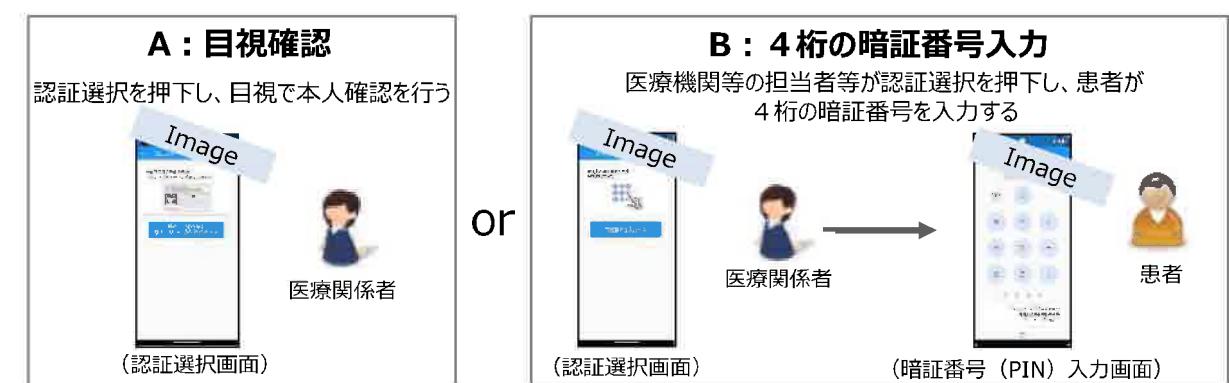
## 初期設定

- ① 事前の準備として、医療機関等においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



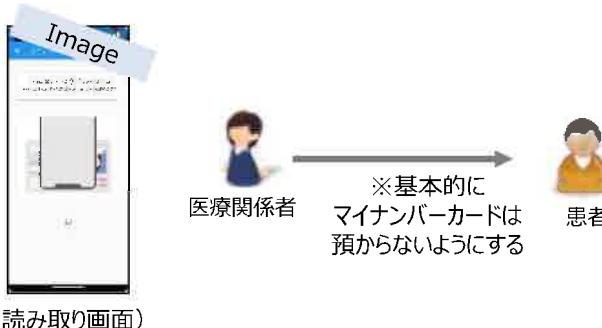
## 本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 医療関係者が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）



## マイナンバーカードの読み取り

- ③ 医療関係者がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



## 資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

# オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み） に対する財政支援（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

第170回 社会保障審議会医療保険部会  
(令和5年11月9日) 資料（一部修正）

## 1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（パソコン等に接続する汎用カードリーダー、スマートフォン、タブレット）の導入を支援する。

## 2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、3/4を補助

## 3. 補助金の申請期限

- 令和7年2月1日まで

補助金の申請には、医療機関等向け総合ポータルサイトにアカウント登録と申請が必要。

※ 対象の機種については、以下の「（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について」をご確認ください。  
[（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。  
義務化対象外施設（紙レセプト請求等）におけるページを設けています。  
定期的に本ポータルサイトへのアクセスをよろしくお願ひいたします。

#### 医療機関等向け総合ポータルサイト

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続き（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】令和6年9月20日からの大雨に伴う災害にかかる対応について
- 【お知らせ】電子証明書の更新はお済みでしょうか～電子証明書の更新方法について～

新規ユーザー登録はこちら

ログインはこちら

医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認  
オンライン請求

電子処方箋管理サービス

電子カルテ情報共有サービス

#### 医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

アクセスはこちらからも可能です ▶



## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



## 4.問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等  
コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）  
※問い合わせの際には、はじめに医療機関等コード、医療機関・薬局名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせフォーム



操作手順

返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。  
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



## 5. よくある質問

### Question

Q.オンライン資格確認（資格確認限定型）を用いる場合、業務で使っているパソコン等に接続する汎用カードリーダーや、スマートフォン・タブレット等が必要とのことです。どのように準備が必要ですか？患者のスマートフォンは使用できますか？

### Answer

A. 各医療機関・薬局にて必要な機器（パソコン等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末）を準備いただく必要があります。患者のスマートフォンは使用しません。

※使用する端末については、あらかじめポータルサイトを通じて登録・認証を受ける必要があります。登録した端末でオンライン資格確認を利用するためには、マイナ資格確認アプリがインストールされている必要があります。

※パソコン・iPadの場合はマイナンバーカードの読み取りに市販の汎用カードリーダーが必要です。スマートフォン・一部のタブレットでは、汎用カードリーダーがなくても読み取りできるものがあります。

Q.業務に使用するモバイル端末等の購入に対して補助金は出ますか？

A.医療機関等における資格確認に必要な機器（パソコン等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末）を対象として、基準とする事業額4.1万円を上限に、4分の3の補助を行います。

※補助金の申請が必要です。詳細は以下リンクよりご確認ください。

[義務化対象外機関（紙レセプト請求等）（マイナ資格確認アプリ）のオンライン資格確認等導入に係る助成金について \(service-now.com\)](http://service-now.com)

## オンライン資格確認(資格確認限定型)の導入にあたっての申請は、郵送で行うことも可能です

オンライン資格確認の義務化対象外（紙レセプト請求等）の保険医療機関・薬局においては、オンライン資格確認の導入にあたっての各種申請は、郵送でも行っていただけます。

※ 郵送での申請は、ポータルサイトでの電子申請に比べて、審査にお時間をいただきますので、なるべくポータルサイトでの電子申請をお願いいたします。

- ① 郵送での申請をご希望の場合は、同封の「オンライン資格確認（資格確認限定型）利用に関する申請書」に必要事項を記入し、下記宛先に郵送してください。

※ 申請書は右記二次元バーコードからもダウンロード可能です。

<郵送先>

郵送先：社会保険診療報酬支払基金 資格情報課

住所：〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番3号



- ② 申請が承認されたら「マイナ資格確認アプリ ユーザ設定情報」が郵送されます。内容を確認し、マイナ資格確認アプリのセットアップを行ってください。

- ③ 郵送での補助金申請を希望される場合は、「オンライン資格確認（資格確認限定型）補助金に関する申請書」に必要事項を記入し、下記宛先に郵送してください。

※ 申請書は②の郵送後、社会保険診療報酬支払基金より郵送されます。

右記二次元バーコードからもダウンロード可能です。

<郵送先>

郵送先：社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課

住所：〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番3号



### お問い合わせ先：オンライン資格確認等センター

オンライン資格確認(資格確認限定型)の概要・各種届け出書類、導入・準備に係る対応、費用補助(金額や手続き等)のご不明点は、センターにお問い合わせください。

☎ 0800-080-4583 (通話無料)

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

お問い合わせフォームはこちら



✉ お問い合わせフォーム

医療機関等向け総合ポータルサイト下部の「メールでのお問い合わせ先」に用意しているフォームに返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。

※ 回答までに日数を要する場合があります。

オンライン資格確認の義務化対象外（紙レセプト請求等）の  
保険医療機関・薬局の皆様

令和6年11月

別添 2

## モバイル端末等による オンライン資格確認（資格確認限定型） について

モバイル端末等で簡単に資格確認できる  
「オンライン資格確認（資格確認限定型）」  
の導入を是非ご検討ください。  
(財政支援実施中)

詳しくは中面をご覧ください。



ひとくらし、あらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

Change, Challenge, Change  
ひとくらし、あらいのために  
社会保険診療報酬支払基金  
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

# 令和6年（2024年）12月2日の健康保険証の新規発行終了を見据え、「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入を是非ご検討ください

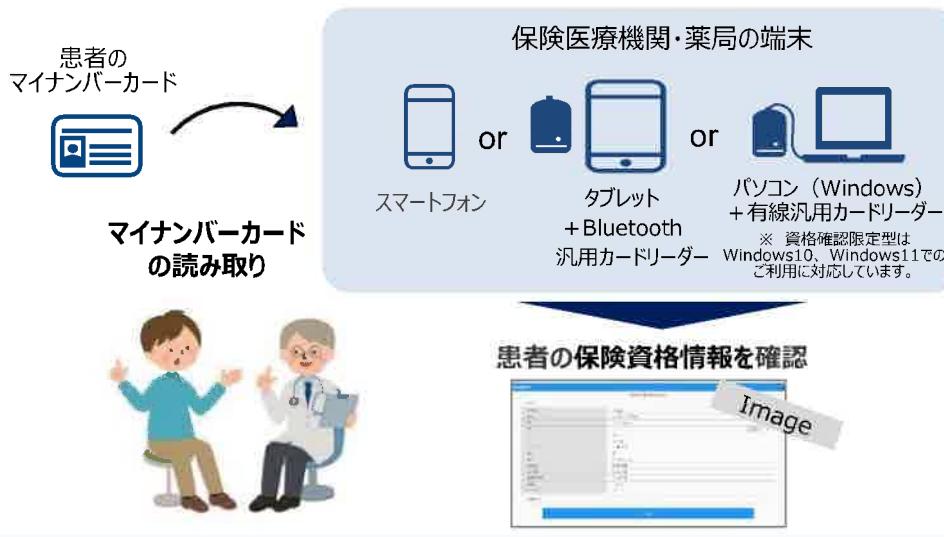
## ✓ 健康保険証の新規発行終了について

- 令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。  
※ 12月1日までに発行された健康保険証は原則として最大1年間有効です。有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限までご利用いただけます。

## ✓ オンライン資格確認（資格確認限定型）について

- 保険医療機関・薬局で準備した端末（パソコン・タブレットに接続した市販の汎用カードリーダー、スマートフォン）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取り、**患者の保険資格情報をその場で確認できます。**
- 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認（既存の外来型）と比べ、**保険資格情報のみを確認する簡素な仕組みとなっており、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができません。**

※ 12月2日以降、従来の健康保険証を持たない患者が来院した場合には、オンライン資格確認（資格確認限定型）以外に、「マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」の組み合わせ」や「資格確認書」を用いて保険資格の確認を行う方法も可能となります。なお、**12月2日以降、マイナ保険証のみ持参の患者が来院する可能性があります。**



## ✓ オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入）に対して費用補助を行います。

補助対象の機器



スマートフォン



タブレット（※）



パソコン・タブレットに接続する汎用カードリーダー

※ マイナンバーカードの読み取り機能の無いタブレットではBluetooth汎用カードリーダーが必要です。

**補助額は最大3.1万円です。（事業費に対し3/4の補助）**

**補助金の申請期限は、令和7年2月1日までとなっております。**

補助の内容に関する詳しい情報は、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

## ✓ 医療機関等向け総合ポータルサイトについて

- オンライン資格確認に関する情報や、導入の手引きを公開しています。
- オンライン資格確認（資格確認限定型）の「利用申請」「補助金申請」等を行うことができます。

※ 各種申請方法の詳細はポータルサイトでご案内を行っています。

※ 郵送での申請方法は裏面に記載しております。

ポータルサイトから各種申請を行う場合は、事前にユーザー登録が必要です。

**まずは医療機関等向け総合ポータルサイトにユーザー登録をよろしくお願いします。**

**ポータルサイトに今すぐアクセス！**

右の二次元バーコードを読み取るか下記キーワードを検索して、  
アクセスしてください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

検索



令和6年11月時点

**【オンライン資格確認導入の原則義務化に係る  
経過措置対象の保険医療機関・薬局の方々へ】**

**オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）  
の導入が始まります**

厚生労働省保険局

## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 1. はじめに | オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置について

- ・ 保険医療機関・薬局については、令和5年4月より、オンライン資格確認の導入が原則義務化されておりますが、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、法令上、以下の期限付きで経過措置を設けられています。
- ・ 令和6年12月2日以降、経過措置対象の保険医療機関・薬局において、マイナンバーカードを持参した患者の資格確認ができない事態を防ぐため、経過措置が適用されている間の時限的な措置として、簡素な資格確認の仕組みである「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入を任意で可能といたしました。
- ・ 対象は、12月2日以降もオンライン資格確認を導入できない可能性のある、経過措置(2)・(4)・(6)が適用されている保険医療機関・薬局です。

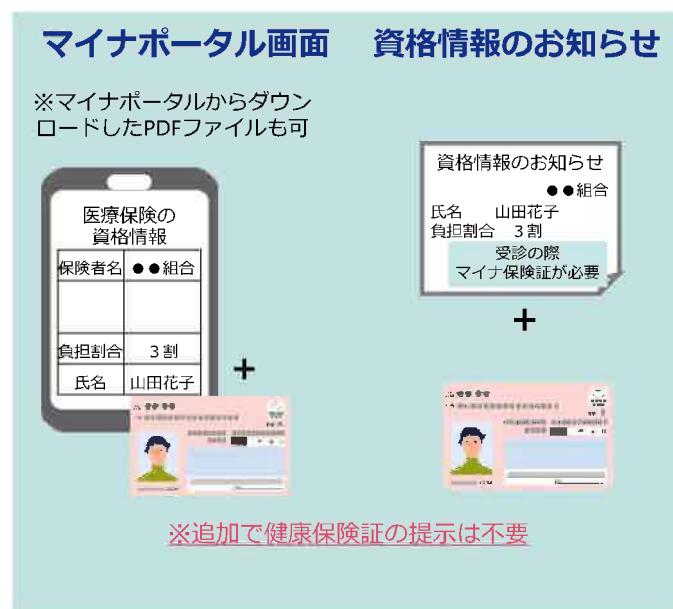
### 【オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置】

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末まで)
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	令和6年12月1日まで
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	廃止・休止の間まで (遅くとも令和6年12月1日まで)
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	特に困難な事情が解消されるまで

# 1. はじめに | 保険資格確認の方法について

- 令和6年（2024年）12月2日以降、現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用すること）を基本とする仕組みに移行します。
- 12月2日以降における医療機関等の窓口での取扱いとしては、以下のとおりです。
  - オンライン資格確認を未導入の場合は、マイナ保険証のみでは資格情報の確認ができないため、利用者には「マイナポータルの画面（医療保険の資格情報）」又は「資格情報のお知らせ」をあわせて提示いただく必要があります。
  - 一方、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡単な資格確認の仕組み）を導入済の場合は、マイナ保険証のみで資格情報を確認できるという点も踏まえ、ぜひ導入をご検討ください。

## オンライン資格確認 未導入の場合



## オンライン資格確認（資格確認限定型）導入済の場合



## 【目次】

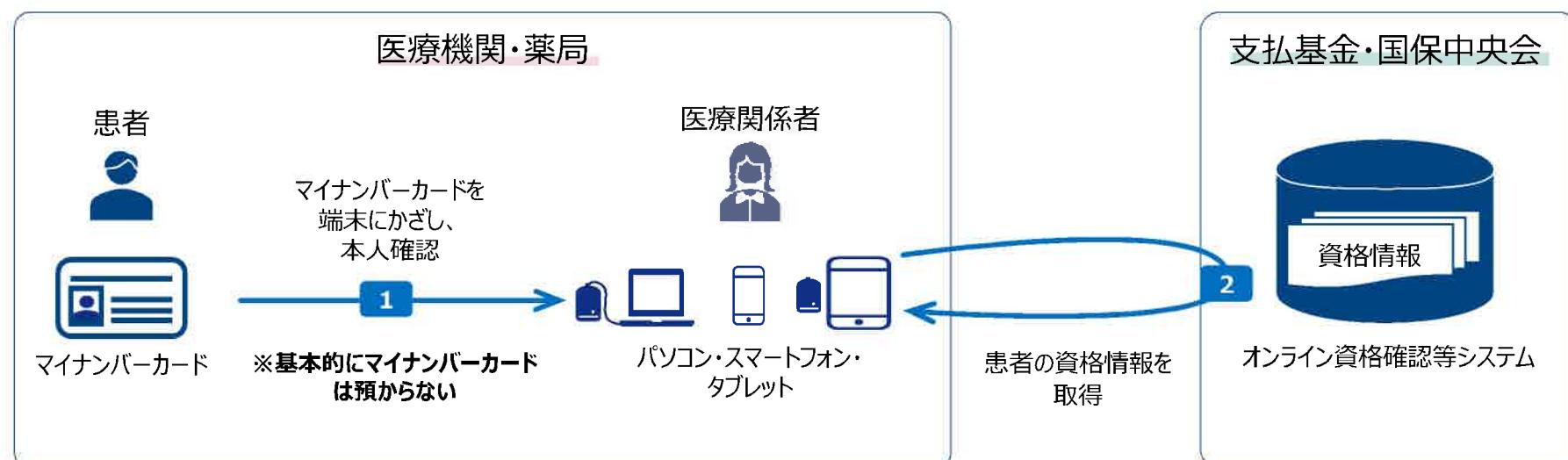
1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



## 2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）とは、健康保険証の資格情報のみを取得できる仕組みです（利用者の診療情報等は取得しません）。

実施機関が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前に利用申請したパソコンやスマートフォン、タブレットに登録（インストール）していただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、**マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能**となります。



## (参考) 資格確認限定型と既存型の違い

資格確認限定型/既存型によって、患者の本人確認に用いる機器、認証方法、確認できる内容が異なります。

### 資格確認限定型（簡素な資格確認の仕組み）

医療機関・薬局の  
パソコンやスマートフォン・タブレットにインストールした  
「マイナ資格確認アプリ（資格確認限定型）」

機器



パソコン（Windows）  
+汎用カードリーダー



スマートフォン



タブレット  
+Bluetooth汎用  
カードリーダー

認証  
方法

- ✓ 4桁の暗証番号
- ✓ 目視確認（※）

※ 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認

確認  
できる内容

- ✓ 保険資格

### 既存型

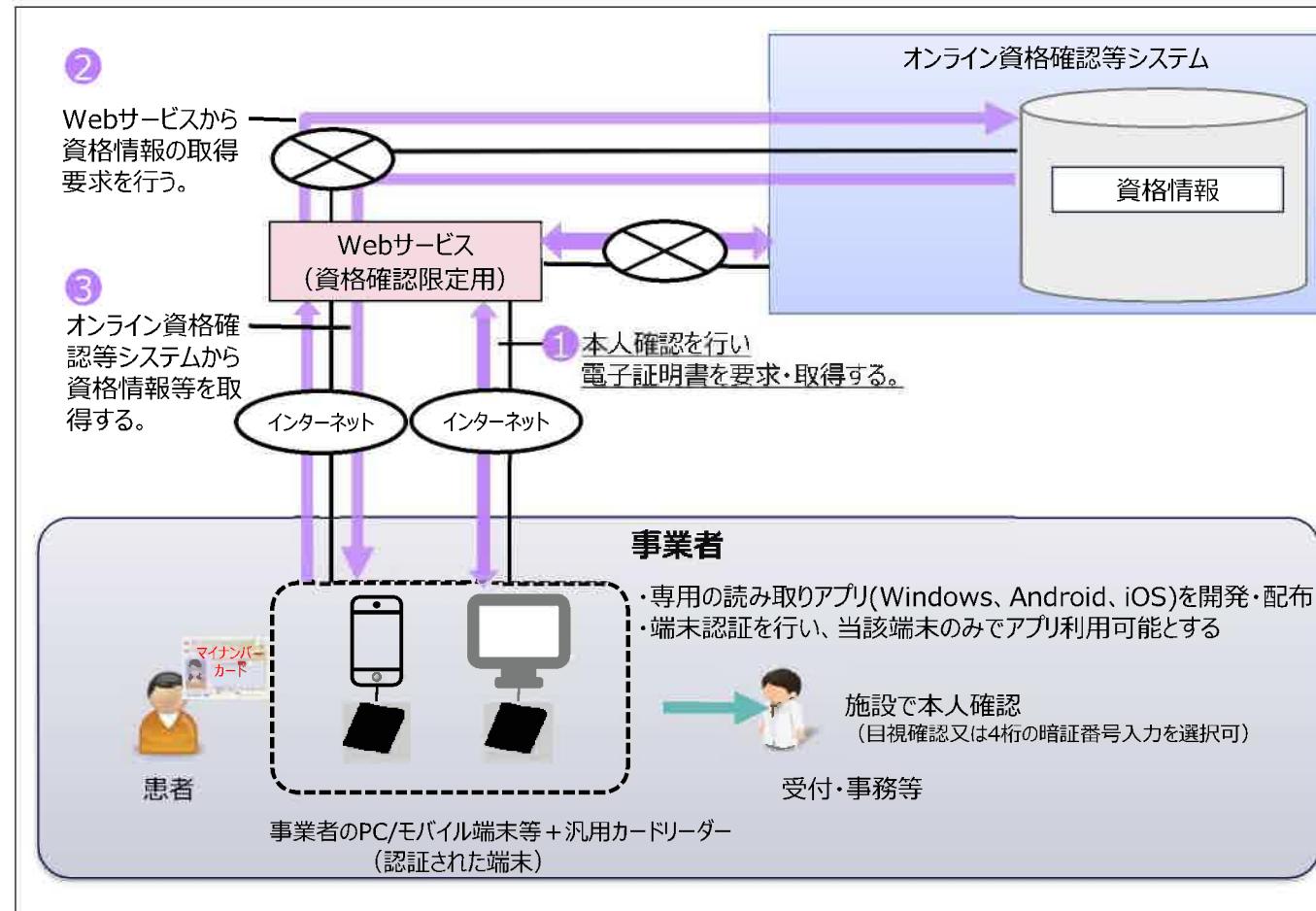
医療機関・薬局の  
顔認証付きカードリーダー



- ✓ 顔認証
  - ✓ 4桁の暗証番号
  - ✓ 目視確認（※）
- ※ 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認

- ✓ 保険資格
  - ✓ 診療/薬剤情報、特定健診等情報（※）
- ※ 患者が情報提供に同意したときのみ確認可能

## 2.オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要



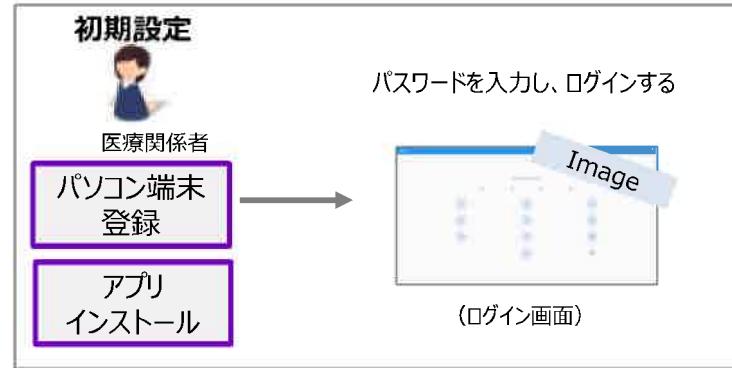
- オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置対象施設（＊）においても、こうした仕組みを利用可能とする（任意）。  
\* 経過措置(2)・(4)・(6)が適用されている保険医療機関・薬局

## オンライン資格確認（資格確認限定型）における パソコンの画面操作イメージ

- 事前にポータルサイトを通じて、パソコン端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うパソコンに「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- 医療関係者による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコンに接続した汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取る。
- パソコン画面上に資格情報が表示される。

### 初期設定

- ① 事前の準備として、医療機関等においてパソコン端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



### 本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 医療関係者が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコンに接続した汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取る。

#### A : 目視確認

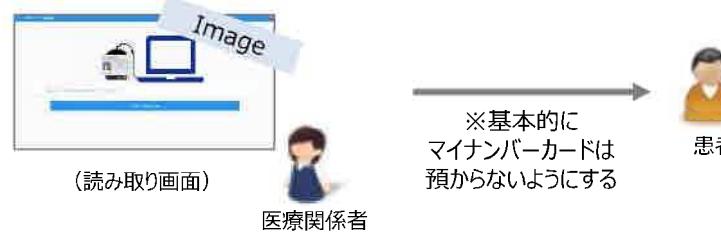


#### B : 4桁の暗証番号入力



### マイナンバーカードの読み取り

- ③ 医療関係者がパソコンに接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



### 資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

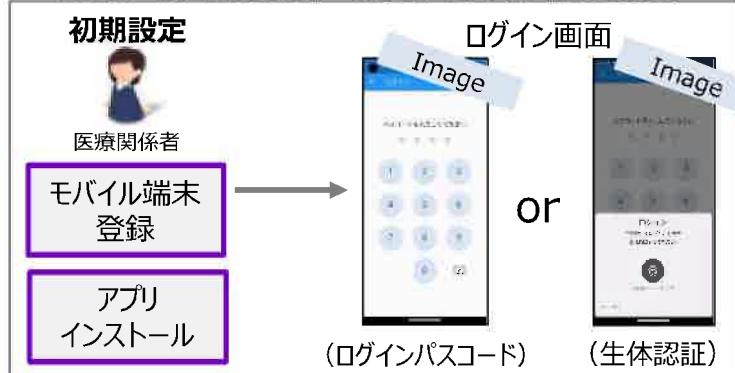
※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

# オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末（スマートフォン・タブレット）の画面操作イメージ

- 事前にポータルサイトを通じて、モバイル端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うモバイル端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- 医療関係者による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、モバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取る。
- モバイル端末上に資格情報が表示される。

## 初期設定

- ① 事前の準備として、医療機関等においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



## 本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 医療関係者が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

### A：目視確認

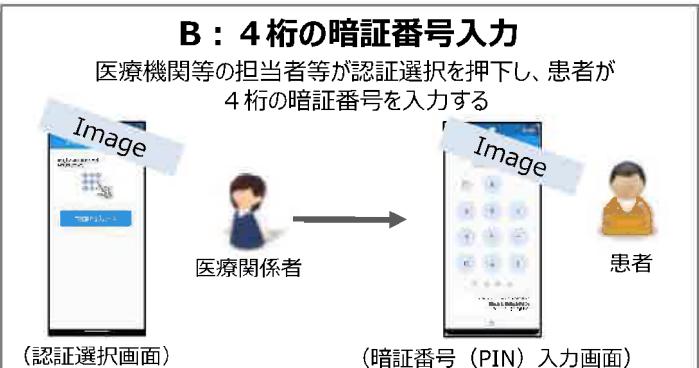
認証選択を押下し、目視で本人確認を行う



### B：4桁の暗証番号入力

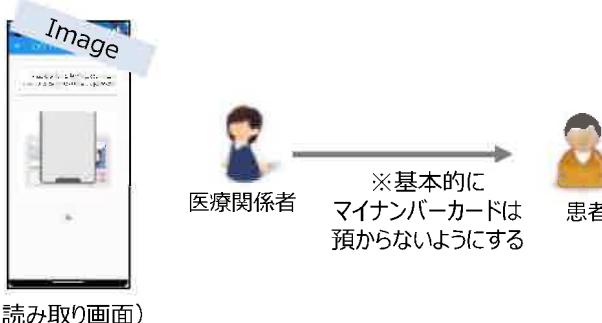
医療機関等の担当者等が認証選択を押下し、患者が4桁の暗証番号を入力する

or



## マイナンバーカードの読み取り

- ③ 医療関係者がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



## 資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

# オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入に対する 財政支援（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

第183回 社会保障審議会医療保険部会  
(令和6年9月30日) 資料（一部修正）

## 1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末の機器）の導入を支援する。

※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

## 2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、3/4を補助

## 3. 補助金の申請期限

- 令和7年2月1日まで

補助金の申請には、医療機関等向け総合ポータルサイトにアカウント登録と申請が必要。

※ 上記の事業内容及び補助内容、補助金の申請期限については、資格確認限定型の導入に当たって既に補助の対象としている義務化対象外施設等と同様。

※ 対象の機種については、以下の「（更新）【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について」をご確認ください。  
[（更新）【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。

オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置対象の保険医療機関・薬局におけるページを設けています。  
定期的に本ポータルサイトへのアクセスをよろしくお願ひいたします。

#### 医療機関等向け総合ポータルサイト

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続き（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】令和6年9月20日からの大雨に伴う災害にかかる対応について
- 【お知らせ】電子証明書の更新はお済みでしょうか～電子証明書の更新方法について～

新規ユーザー登録はこちら

ログインはこちら

医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認  
オンライン請求

電子処方箋管理サービス

電子カルテ情報共有サービス

#### 医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

アクセスはこちらからも可能です ▶



## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



## 4.問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等  
コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）  
※問い合わせの際には、はじめに医療機関等コード、医療機関・薬局名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせフォーム



操作手順

返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。  
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

## 【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. 問い合わせ先のご案内
5. よくある質問



## 5.よくある質問

### Question

Q.オンライン資格確認（資格確認限定型）を用いる場合、業務で使っているパソコン等に接続する汎用カードリーダーや、スマートフォン・タブレット等が必要とのことです。どのように準備が必要ですか？患者のスマートフォンは使用できますか？

### Answer

A. 各医療機関・薬局にて必要な機器（パソコン等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末）を準備いただく必要があります。患者のスマートフォンは使用しません。

※使用する端末については、あらかじめポータルサイトを通じて登録・認証を受ける必要があります。登録した端末でオンライン資格確認を利用するためには、マイナ資格確認アプリがインストールされている必要があります。

※パソコン・iPadの場合はマイナンバーカードの読み取りに市販の汎用カードリーダーが必要です。スマートフォン・一部のタブレットでは、汎用カードリーダーがなくても読み取りできるものがあります。

Q.業務に使用するモバイル端末等の購入に対して補助金は出ますか？

A.医療機関等における資格確認に必要な機器（パソコン等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末）を対象として、基準とする事業額4.1万円を上限に、4分の3の補助を行います。

※ 医療機関等向け総合ポータルサイトより補助金の申請が必要です

## 医療機関等向け総合ポータルサイトについて

- オンライン資格確認に関する情報や、導入の手引きを公開しています。
- オンライン資格確認（資格確認限定型）の「利用申請」「補助金申請」等を行うことができます。

※ 各種申請方法の詳細はポータルサイトでご案内を行っています。

ポータルサイトから各種申請を行うには、事前にユーザー登録が必要です。

まずは医療機関等向け総合ポータルサイトにユーザー登録をよろしくお願いします。

ユーザー登録は  
こちらから！

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや  
電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係る  
お知らせや、各種手続き（利用申請・補助金申請等）を行  
うための総合ポータルサイトです。

新規ユーザー登録はこちら  
初めてご利用になられる方はこちらから

ログインはこちら  
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

QRコード

ポータルサイトに今すぐアクセス！  
右の二次元バーコードを読み取るか下記キーワードを検索して、  
アクセスしてください。

医療機関等向け総合ポータルサイト 検索

お問い合わせ先：オンライン資格確認等センター

オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要・各種届け出書類、導入・準備に係る対応、費用補助（金額や手続き等）のご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。

TEL 0800-080-4583 （通話無料）

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00（いずれも祝日を除く）

✉ お問い合わせフォーム

医療機関等向け総合ポータルサイト下部の「メールでのお問い合わせ先」にご用意しているフォームに返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。

※ 回答までに日数を要する場合があります。

オンライン資格確認導入の原則義務化に係る  
経過措置対象の保険医療機関・薬局の皆様

令和6年11月

## 別添 4

### モバイル端末等による オンライン資格確認（資格確認限定型） について

オンライン資格確認経過措置対象の  
保険医療機関・薬局において  
モバイル端末等で簡単に資格確認できる  
「オンライン資格確認（資格確認限定型）」  
を任意で導入いただけるようになりました。  
(財政支援実施中)

詳しくは中面をご覧ください。



ひとくらし、あらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



Change, Challenge, Change  
ひとくらし、あらいのために  
社会保険診療報酬支払基金  
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

# 令和6年（2024年）12月2日の健康保険証の新規発行終了を見据え、「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入を是非ご検討ください

## ✓ 健康保険証の新規発行終了について

- 令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。  
※ 12月1日までに発行された健康保険証は原則として最大1年間有効です。有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限までご利用いただけます。

## ✓ 経過措置対象の保険医療機関・薬局における オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入について

- 保険医療機関・薬局については、令和5年4月より、オンライン資格確認の導入が原則義務化されておりますが、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、法令上、以下の期限付きで経過措置を設けられています。
- 令和6年12月2日以降、経過措置対象の保険医療機関・薬局において、**マイナバーカードを持参した患者の資格確認ができる事態を防ぐため**、経過措置が適用されている間の時限的な措置として、簡素な資格確認の仕組みである**「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入を任意で可能**といたしました。
- 対象は、12月2日以降もオンライン資格確認を導入できない可能性のある、経過措置(2)・(4)・(6)が適用されている保険医療機関・薬局です。

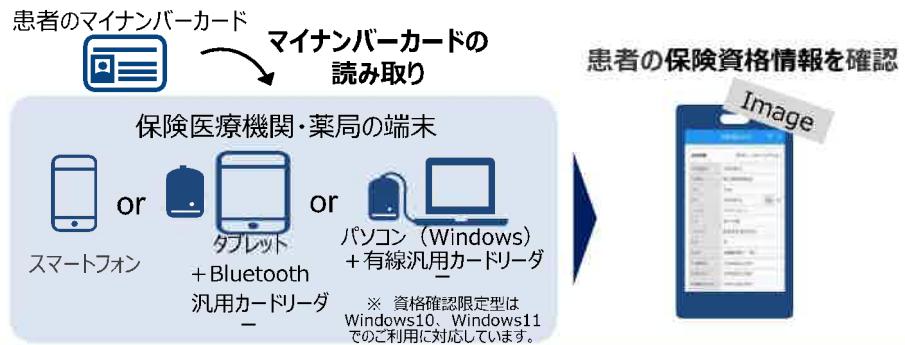
### 【オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置（参考）】

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで（遅くとも令和5年9月末まで）
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	令和6年12月1日まで
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	廃止・休止の間まで (遅くとも令和6年12月1日まで)
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	特に困難な事情が解消されるまで

## ✓ オンライン資格確認（資格確認限定型）について

- 保険医療機関・薬局で準備した端末（パソコン・タブレットに接続した市販の汎用カードリーダー、スマートフォン）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取り、**患者の保険資格情報をその場で確認できます。**
- 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認（既存の外来型）と比べ、**簡素な仕組みとなっており、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができません。**

※ 12月2日以降、従来の健康保険証を持たない患者が来院した場合には、オンライン資格確認（資格確認限定型）以外に、「マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」の組み合わせ」や「資格確認書」を用いて保険資格の確認を行う方法も可能となります。なお、**12月2日以降、マイナ保険証のみ持参の患者が来院する可能性があります。**



## ✓ オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入）に対して費用補助を行います。

### 補助対象の機器



スマートフォン



タブレット（※）



パソコン・タブレットに接続する汎用カードリーダー

※ マイナンバーカードの読み取り機能の無いタブレットではBluetooth汎用カードリーダーが必要です。

**補助額は最大3.1万円です。（事業費に対し3/4の補助）**

**補助金の申請期限は、令和7年2月1日となっております。**

補助の内容に関する詳しい情報は、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。